



小島健一 鳥飼総合法律事務所・パートナー弁護士

こじま・けんいち 人事労務を専門とし、問題社員の処遇から組織・風土の改革、産業保健、障害者雇用まで、先手必勝の企業経営に貢献する紛争予防・迅速解決のコンサルティングを提供。メンタルヘルス不調やハラスメントが関わる深刻な案件も、早い段階から依頼者に寄り添い、解決まで支援。日本産業保健法学会（2020年11月発足）理事（広報委員会副委員長）など、労働法務、人事労務と産業保健を架橋する諸活動に加え、「働き方改革」「健康経営」「精神／発達障害の就労支援」「治療と仕事の両立支援」等に関する著書・講演も多数。

「法」の知見を基礎としつつ、関係分野の知恵を統合する。」

二〇二〇年一月に発足した「日本産業保健法学会」が取り組むことです。

産業保健 × 人事労務 × 労働法務で起きる問題は企業規模を問わない

あなたの会社には、メンタルヘルス不調などの心身の健康問題が関わる休職や退職、問題社員やパワハラをめぐる悩みごとは、まったくありませんか？

今や、大企業から社員数名の零細企業まで、業種を問わず、社員の「健康」に関

日本産業保健法学会にご参加ください

わる困難な問題が頻発しています。企業規模が小さければ、対策のために潤沢な人材や資金を割くことが難しいにもかかわらず、問題が顕在化したときのダメージは、より深刻です。事業に大きな影響を及ぼし、法的な紛争にもつながります。

「産業保健法務主任者」は、法務、経営、人事、医療、心理などを横断する

社員の「健康」をめぐるトラブルをきちんと解決し、さらに先手を打って予防するために、弁護士、社会保険労務士、産業医、保健師・看護師、カウンセラーや

コンサルタントといった専門職の中に、あなたが頼りにしている方はおられますか？ この領域を既存の専門家が一人でカバーすることは容易ではありません。働くことと「健康」は、社員本人の素因や適性、さらには認識や行動にも左右されるので、経営側からの「対話」のいかんによって、お互いが幸せにも、不幸にもなります。

このような社員の「健康」をめぐる「対話」に取り組むための学際的な知見を研鑽し、プロ同士の交流も育む「産業保健法務主任者（メンタルヘルス法務主任者）」資格は、所定の審査を経た本学会の会員に付与されます。

それでも、全国の中堅・中小企業をカバーするには足りません。会社の経営や管理を担うみなさんにこそ、本学会に参加していただきたいのです。さまざまな研究者・実務家と労使当事者・関係者による豊富な「対話」の場を請け合います。日本産業保健法学会の詳細については、ウェブサイト (<https://jaoh.jp/>) をぜひご覧ください。

二〇二一年三月六日(土)に第一回研修講座(オンライン)、九月下旬に第一回学術大会・第二回研修講座が開催されるほか、全国各地の産業保健総合支援センターでの連続講座「産業保健と法」の展開も予定されています。